

令和8年度「ものづくり体験教室・工場見学」の企画・運営業務委託に係る仕様書

1 件名

令和8年度「ものづくり体験教室・工場見学」の企画・運営業務委託

2 履行場所

東京都職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する場所

3 事業目的

小中学生及びその保護者に対して工場見学とものづくりの体験を通じて、ものづくり産業についての理解を深め、将来の職業として考えるきっかけをつくること。

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 仕様

(1) 対象者

- ア 小学生5～6年生の児童及びその保護者（以下「小学生プラン」という。）
- イ 中学生（以下、中学生プランという。引率者の参加を含む。）
- ウ 小学生プランは保護者が都内在住者、中学生プランは都内の中学校とする。

(2) 参加人数

延べ200人程度（うち中学生は130人程度とする。）

(3) 実施回数

5～10回程度

なお、小学生プラン及び中学生プランのいずれも必ず実施すること。

(4) 募集方法

- ア 小学生プラン：公募
- イ 中学生プラン：学校単位とし、協会と協議のうえ決定すること。

(5) 中学生プランの実施方針

学校及び見学・体験先との調整に時間を要することを想定し、優先して進め、募集先となる学校及び見学・体験先の早期決定に努めること。

(6) 実施日

- 参加者が多く見込まれる日を選定し、始業式、終業式、年末年始等は避けること。
- 中学生プランは授業の一環となることを想定し、原則、平日開催とすること。

(7) 委託業務の範囲

- ア 見学・体験先の選定
 - (ア) 見学・体験先の工場等は原則都内にある中小企業とすること。なお、本社が都内にあって工場等が都外である場合も含む。

- (イ) 機械加工、電子工作、建築・建設、工芸、服飾、調理等のものづくり関連分野である企業を選定し、異なる分野の企業を3分野以上選定すること。
- (ウ) 同一の見学・体験先の実施は2回程度を上限とする。また、多摩地域で1回以上実施すること。
- (エ) 見学・体験の実施先は以下を想定する。
 - a 見学・体験を同一の企業で行う
 - b 見学・体験を異なる企業で行う
 - c 見学は企業で行い、体験は講師等を手配して別の会場で行う
- (オ) 一般向けに募集・販売されているプランのみで構成せず、本事業独自の体験・見学先を小学生及び中学生プラン毎に各1カ所以上含めること。
- (カ) 最終的な決定は協会と協議すること。

イ 見学・体験内容の策定

- (ア) 見学は30分以上、体験は1時間～1時間30分程度の時間を確保すること。
- (イ) 体験の内容は見学する分野に関連した内容であること。
- (ウ) 原則、体験では製作した作品等を持ち帰ることができる内容にすること。
- (エ) 集合場所は、参加者の利便性を考慮して設定すること。
- (オ) 移動については、必要に応じて貸切バス等による送迎を行うこと。
- (カ) 上記ア-(エ)-cの体験は、会場、講師、材料等の必要なものを手配して実施すること。

ウ 昼食会場の確保

- 見学・体験が終日に渡る場合は昼食会場を別途用意すること。
- なお、昼食は参加者の持参とする。(昼食時のゴミの取扱いは事前に決めること。)

エ 参加者募集用チラシの作成

- カラー版チラシ 10,000部作成、一括納品
- 本事業の魅力が伝わる内容とし、申込方法、2次元コード等を明記すること。

オ 募集・申込について

- (ア) 公募については、公募用の申込フォーム等を製作し募集すること。
- (イ) 中学生プランについて、受託事業者は募集先となる学校を協会と協議の上決定し、当該学校への募集案内、受付等の募集に係る事務は受託事業者が行うこと。

カ 参加者の決定について

- 協会の承認を得て決定すること。

キ 参加予定者との連絡調整

- (ア) 事前に本企画の注意事項等を説明する機会を設けること。オンライン、郵送、メール等、方法は任意とする。以下の事項には特に留意すること。
 - a 集合時間・集合場所及び当日のスケジュール等を周知すること。
 - b アレルギーや持病等、個別配慮が必要な場合はそれに応じた対応をすること。
 - c 当日の緊急時連絡先を参加者と共有すること。
 - d 工場見学・体験時、バス移動時の安全ルールや注意事項を周知すること。
- (イ) 参加同意書を取得すること。
- (ウ) 天候不順等による中止または変更が必要な場合、協会と協議した上で、参加者に速やかに連絡すること。

ク バス会社との調整

- (ア) バスを利用する場合は手配すること。
- (イ) 当日のスケジュールに支障が出ないように、添乗員の手配、運行ルート及び運行管理計画の策定等、必要な調整を行うこと。
- (ウ) 事故発生時の代替交通を確保すること。

ケ 安全管理

- (ア) 見学・体験先の設備について、安全面に問題がないことを確認すること。(法令準拠した設備の使用等)
- (イ) 見学・体験時における危険回避の対策を行うこと。(見学時のルート調整、立ち入り禁止テープの設置等)
- (ウ) 保護具の着用が必要な場合は手配し、参加者に対して着用を義務付けること。
- (エ) ワッペン等の着用により、参加者の識別を行うこと。
- (オ) 熱中症対策を行うこと。
- (カ) 参加者のアレルギー等に配慮すること。
- (キ) バス移動時の安全対策を行うこと。(シートベルト着用、安全を配慮したルート選定等)
- (ク) 緊急時の連絡・報告体制を整備すること。

コ 当日の運営

- (ア) 策定したスケジュールと安全対策を厳守して進めること。厳守にあたり、必要な人員を配置すること。
- (イ) 記録として見学・体験の様子を写真撮影すること。

サ アンケートの実施

参加者等(小学生プランは児童と保護者、中学生プランは生徒と担当教員)に対してアンケートを実施し集計すること。内容は協会と協議の上、決定すること。

6 成果品

受託事業者は以下の(1)～(3)を、実施日の1ヶ月以内、かつ年度内に電子データで協会に提出すること。

(1) 報告書

- ア 活動内容の概要、アンケート結果及び集計結果、参加者の反応、企業の協力状況、写真等、その他必要な内容を盛り込むこと。
- イ データの形式は Word 又は Power point 等、協会が加工できるものであること。

(2) レポート

- ア A4・1枚程度で作成すること。協会が発行する会報、ホームページ等への掲載も視野に入れた広報用資料として活用するため、一般読者にもわかりやすい構成・表現とすること。
- イ データの形式は Word 又は Power point 等、協会が加工できるものであること。

(3) 記録写真

- ア 撮影した写真はすべて協会に提出すること。
- イ データの形式は jpeg であること。

7 支払い方法

年間1回払いとする。契約期間内に実施するすべての見学・体験に係る契約内容について、協会による確認が完了した後、受託事業者から提出された支払い請求書に基づき、協会が支払う。

8 第三者委託の禁止

受託事業者はこの契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ協会の承諾を得たときはこの限りではない。

9 秘密の保持

受託事業者は本業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

10 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行にあたり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

11 個人情報の保護等

(1) 別紙「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」及び「個人情報に関する特記仕様」に定められた事項を遵守すること。

(2) 本事業において保護すべき「個人情報」は、本事業を遂行するために収集・保管する情報の内、以下の事項をいう。

ア 協会職員の氏名、メールアドレス

イ 学校担当者の氏名、メールアドレス

ウ 学生、保護者の氏名

エ 工場担当者の氏名、メールアドレス

12 その他

(1) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に協会へ確認すること。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、協会と事前に協議すること。

(3) 当事業に係る保険については、協会が加入する。

(4) 暴力団等排除に関する事項については「暴力団等排除に関する特約条項」に定めるところによる。

【本件に関する連絡先】

東京都職業能力開発協会 技能検定部 指導課 指導係

TEL：03-6631-6053